

平成31年 2月定例会

埼玉県央広域事務組合議会会議録

平成31年2月15日 開会

平成31年2月15日 閉会

埼玉県央広域事務組合議会

平成31年 埼玉県央広域事務組合議会会議録
2月定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
2月15日(金)	
○開 会	5
○開 議	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第1号の上程、説明	7
○議案第1号～議案第8号の上程、説明	7
○一般質問	16
6番 日高英城 議員	16
7番 諏訪善一良 議員	19
○議案第1号の質疑、討論、採決	31
○議案第2号の質疑、討論、採決	31
○議案第3号の質疑、討論、採決	32
○議案第4号の質疑、討論、採決	33
○議案第5号の質疑、討論、採決	33
○議案第6号の質疑、討論、採決	34
○議案第7号の質疑、討論、採決	36
○議案第8号の質疑、討論、採決	42
○管理者のあいさつ	44
○閉 会	44

署名議員	4 5
參考資料	
議決結果一覽表	4 7

埼玉県央広域事務組合告示第1号

平成31年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月8日

埼玉県央広域事務組合管理者 原 口 和 久

1 期 日 平成31年2月15日（午前9時）

2 場 所 埼玉県央広域事務組合 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 15名

1 番	坂 本 国 広 議員	2 番	頓 所 澄 江 議員
3 番	潮 田 幸 子 議員	4 番	岡 野 千 枝 子 議員
5 番	新 井 孝 雄 議員	6 番	日 高 英 城 議員
7 番	諏 訪 善 一 良 議員	8 番	金 澤 孝 太 郎 議員
9 番	秋 谷 修 議員	10 番	矢 島 洋 文 議員
11 番	芝 寄 和 好 議員	12 番	市 川 幸 三 議員
13 番	渡 邊 光 子 議員	14 番	湯 沢 美 恵 議員
15 番	加 藤 勝 明 議員		

○ 不 応 招 議 員 なし

平成31年2月埼玉県中央広域事務組合議会定例会 第1日

平成31年2月15日（金曜日）

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 専決処分の報告
- 6 議案第1号から議案第8号の上程、提案趣旨説明
- 7 一般質問
- 8 議案第1号の質疑、討論、採決
- 9 議案第2号の質疑、討論、採決
- 10 議案第3号の質疑、討論、採決
- 11 議案第4号の質疑、討論、採決
- 12 議案第5号の質疑、討論、採決
- 13 議案第6号の質疑、討論、採決
- 14 議案第7号の質疑、討論、採決
- 15 議案第8号の質疑、討論、採決
- 16 管理者のあいさつ
- 17 閉 会

○出席議員 15名

1番	坂本 国 広	議員	2番	頓所 澄 江	議員
3番	潮田 幸 子	議員	4番	岡野 千枝子	議員
5番	新井 孝 雄	議員	6番	日高 英 城	議員
7番	諏訪 善一良	議員	8番	金澤 孝太郎	議員
9番	秋谷 修	議員	10番	矢島 洋 文	議員
11番	芝寄 和 好	議員	12番	市川 幸 三	議員
13番	渡邊 光 子	議員	14番	湯沢 美 恵	議員
15番	加藤 勝 明	議員			

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	原 口 和 久
副 管 理 者	小 野 克 典
副 管 理 者	現王園 孝 昭
会 計 管 理 者	宮 澤 芳 之
参 事	小 沢 信 吉
消 防 長	野 本 照 夫
本 部 次 長	新 井 正
副 参 事 兼 長	長 島 史 哲
鴻巣消防署長	廿 楽 明
桶川消防署長	神 田 裕 一
北本消防署長	高 野 実
消防総務課長	黒 沢 高 志
警 防 課 長	黒 沼 浩 二
救 急 課 長	田 中 啓 文
指 令 課 長	小 林 正 士
事 務 局 長 兼 長	佐 藤 浩 一
総 務 課 長	

○本会議に出席した事務局職員

書 記	菅 悟 志	書 記	島 田 英 樹
書 記	大 橋 昌 宏	書 記	蓑 佑 樹

(開会 午前 9時01分)

◎ 開 会 の 宣 告

坂本国広議長 ただいまから平成31年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を開会いたします。
出席議員は定足数に達しております。よって、会議は成立いたします。

◎ 開 議 の 宣 告

坂本国広議長 これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員の指名

坂本国広議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、私よりご指名申し上げます。
2番、頓所澄江議員、12番、市川幸三議員を指名いたします。

◎ 会 期 の 決 定

坂本国広議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、2月15日の1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 ご異議ないものと認めます。
よって、会期は2月15日の1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程の報告

坂本国広議長 次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。ご了承願います。

◎ 諸 般 の 報 告

坂本国広議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会に議案の説明のため管理者並びに関係者の出席を求めていますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成30年度9月分、10月分及び11月分の例月出納検査結果報告書の送付がありましたので、既に配布しております。ご了承願います。

次に、昨年11月19日、20日に実施いたしました平成30年度埼玉県中央広域事務組合議会議員行政研修視察報告書は、応接室にございますので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、本定例会に提案のありました事件につきまして、書記をして報告をいたさせます。

島田書記。

[書記朗読]

坂本国広議長 ただいま報告の議案は、印刷し、お手元に配布してありますので、ご了承願います。

◎ 行政報告

坂本国広議長 日程第4、行政報告を行います。

小沢参事から行政報告を求めます。

小沢参事。

[小沢信吉参事登壇]

小沢信吉参事 おはようございます。それでは、平成30年11月議会定例会以降の組合業務の主な執行状況等につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防に関してでございますが、桶川消防署配備の高規格救急自動車につきましては、昨年12月19日に納車され、車両運用や取り扱いの訓練などを実施し、12月25日から運用を開始いたしました。

また、桶川消防署に更新配備する消防ポンプ自動車につきましては、本年1月30日に納車され、訓練の後、2月12日に運用を開始いたしました。

次に、平成30年度埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）合同訓練は、先週2月7日木曜日に鴻巣市上谷総合公園において、組合議員の皆様を初めとする来賓参観のもと、予定どおり実施することができ、部隊運用及び関係機関との連携強化が図られました。

次に、平成30年度消防職員採用についてご報告いたします。第1次試験は、昨年9月16日曜日に上級、中級、初級試験を、それぞれ教養試験、論文試験及び消防適性検査の内容で実施し、21名の受験者の中から12名を合格といたしました。その後、第2次試験といたしまして10月18日曜日に個人面接、集団討議、共同作業及び体力検査を行い、5名を採用候補者名簿に登載いたしました。なお、最終合格者の内訳は、上級1名、中級2名、初級2名となっており、採用は本年4月1日の予定でございます。

続きまして、県央みずほ斎場についてご報告申し上げます。平成30年4月1日から本年1月31日までの10カ月間の利用状況についてでございますが、火葬件数は2,069件でございます。前年度の同期と比較して35件の増加となり、友引及び休場日を除く1日当たりの火葬件数は、約8.1件ございました。また、葬儀・告別式による式場の利用件数につきましては、第1式場及び第2式場を合わせて479件で、前年度の同期と比較して6件の増加となり、1日当たりの利用件数は約1.9件ございました。なお、小動物の火葬件数につきましては、お手元に資料を配布させていただきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、まことに簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

◎ 報告第1号の上程、説明

坂本国広議長 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について説明を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 おはようございます。本日ここに、平成31年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には公私とも極めてご多用の中ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

それでは、報告第1号につきましてご説明申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会から管理者の専決処分事項として指定を受けている事項につきまして、同条第2項の規定に基づきご報告をするものでございます。

本件は、平成30年12月23日午後零時20分ごろ、鴻巣市箕田1652番地先、国道17号熊谷バイパス交差点において、病院から帰署途中の鴻巣消防署の高規格救急自動車（右折）が右折した際に、一時停止していた小型乗用車（高規格救急自動車の右側後部フェンダー）が接触し、相手方のフロントバンパーが破損したものであります。

損害賠償につきましては、示談により、組合は相手方に損害額4万9,892円を賠償することになり、本年1月18日に専決処分を行ったものです。

なお、この事故の賠償金につきましては、全額保険金の対象となっております。

以上が専決処分につきましてのご報告でございます。

坂本国広議長 以上が専決処分の報告でございます。

ご了承願います。

◎ 議案第1号～議案第8号の上程、説明

坂本国広議長 日程第6、議案第1号から議案第8号までの8件を一括して上程し、議題といたします。

議案の朗読を省略して、これより提案理由の説明を求めます。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 それでは、提案の趣旨をご説明する前に、組合業務の平成31年度における施策の基本方針並びに当初予算案の大綱につきまして申し上げます。

ご案内のとおり、組合が埼玉県央広域事務組合として新たに発足し、間もなく24年目を迎えようとしております。この間、皆様方のご協力によりまして消防業務及び斎場業務とも順調に運営されているところでございます。

さて、我が国経済の先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されています。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなど海外経済の不確実性等に留意する必要があるとされています。

このような中、平成30年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加する一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、財源不足は6.2兆円となり、地方財政の借入金残高は、平成30年度末には192兆円になると見込まれております。

このような状況の中で、各組合市からの負担金を中心に運営している当組合におきましても、規律ある行財政運営に向けて、一層の適正化・効率化が求められているところであります。特に財政面では、地方交付税に係る消防費の基準財政需要額を考慮し、地方債や消防施設整備基金を有効活用するなど財源の確保を図り、住民の皆さんのご期待に最大限応えるべく、消防・救急・救助体制の充実強化に積極的に取り組みます。また、斎場につきましても、良好な状態で施設をご利用いただけるよう運営に万全を期してまいりたいと存じます。

続きまして、組合事業ごとに基本方針を申し上げます。

初めに、消防事業についてでございますが、近年、消防を取り巻く社会環境は大きく変化しており、警防・予防業務の多様化・複雑化、救急業務の増大・高度化、大規模な災害への迅速な対応のほか、最近のテロ災害等への対応など、消防に対する住民のニーズはますます増大してきております。昨年の災害は、6月に震度6弱の大阪北部地震、7月には台風7号及び大型の梅雨前線等の影響による集中豪雨や震度7の北海道胆振東部地震など、全国各地で大きな災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。

こうした中、消防機関はさまざまな災害に的確に対応し、住民の安心安全を確保するため、常に

消防力の充実強化を図る必要があります。さらに、自然災害を含め円滑な活動が総合的に展開できるよう組合市との連携を密にし、地域事情に精通する消防団と一体となって地域防災力の充実強化を行わなければならないと考えております。このような状況を踏まえ、第5次消防力等整備計画に基づき、効果的かつ重点的な施設、設備の整備を行い、組織を強化するとともに、職員の教育訓練をさらに充実し、人材育成と資質の向上に努め、消防組織としての活動の質を高めてまいります。

次に、予防事業でございますが、防火安全対策としては、一般住宅での人的・物的損害の低減を図るため、火災の早期発見・早期対応として住宅用火災警報器の普及を継続推進し、高齢者が集う会場に赴き防火広報を実施するとともに、関係機関と協力し、組合市の各地域に防火思想の普及を図るよう積極的に取り組んでまいります。また、各事業所に対しては立入検査を強化し、消防用設備などの設置維持管理、出火の未然防止及び災害発生時の初動である防火管理体制を総合的に指導し、火災の発生を防止する措置を講じてまいります。

次に、救急救助事業でございますが、近年、多種多様化する災害や大規模災害に対応するため、高度救助用資機材を初め各種資機材を活用した実践的な訓練を通して、救助技術の充実強化を図ります。また、救急救命士の計画的な養成、救命処置高度化に対応する隊員の育成や医療機関との連携体制の充実を図ります。さらに、住民へのAED講習を取り入れた救命講習会を実施し、住民と一体となって救命率の向上を目指してまいります。

次に、県央みずほ斎場事業でございますが、住民の期待に応えるため、第4次県央みずほ斎場施設維持管理等計画に基づき、常に荘厳で格調高い品位のもと、人生終えんの場にふさわしい施設環境の維持を図り、利用者サービスの向上に努めてまいります。

続きまして、平成31年度予算（案）の大綱につきまして申し上げます。

消防に関してでございますが、平成29年2月に策定した平成29年度から平成33年度までの第5次消防力等整備計画の3年目となりますが、この計画に沿って、着実に消防力の充実強化を図っていきます。

施設・設備については、平成24年度に更新した高機能消防指令システム及び平成25年度から平成26年度にかけて整備した消防救急デジタル無線施設のコンピューター機器などが更新時期を迎えることから、機器等の部分更新を実施し、システムなどの安定運用を図ります。

また、消防署所の防災拠点機能を維持するため、平成31年度及び平成32年度の2カ年をかけて、老朽化の著しい北本消防署の大規模改修工事業業に着手し、1年目となる平成31年度については設計業務委託を実施します。さらに、吹上分署の自家発電設備改修工事、鴻巣西分署のトイレの改修工事などを実施します。

また、消防車両については、第5次消防力等整備計画で平成31年度に予定していた桶川西分署の水槽付消防ポンプ自動車にかえ、老朽化してきた平成32年度更新予定の桶川消防署の水槽付消防ポンプ自動車を、また救急車については北本消防署の高規格救急自動車をそれぞれ更新整備し、消防

力の充実強化を図ります。

次に、県央みずほ斎場についてでございますが、火葬業務に万全を期すため、火葬炉設備の各部分について計画に基づく修繕等を実施するとともに、前年度に引き続きまして自動火災報知設備の交換修繕を実施します。また、斎場施設の入り口周辺におきまして、施設を利用される方々が心安らぐような景観を維持するため植栽工事を実施し、外構等の整備に努めてまいります。

続きまして、ただいま上程いたしました議案につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。今回ご提案申し上げました議案は、全部で8件でございます。これより議案番号に従いましてご説明申し上げます。

最初に、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

本案は、鴻巣市の12月議会定例会において、12月19日に「鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が議決されたことを受けまして、鴻巣市と同様に、人事院勧告に基づく給料表の改定及び勤勉手当の引き上げの内容で本条例の一部改正をその翌日に専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

本案も議案第1号と同様に鴻巣市議会の議決を受けまして、議員及び特別職の期末手当を引き上げる内容で本条例の一部改正を専決処分したものでございます。

次に、議案第3号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、持ち家の職員に対する住居手当につきまして、鴻巣市において、国、県等の状況を踏まえ、平成31年4月から廃止し、受給中の職員には2年間の経過措置を設ける改正が行われたことを受けまして、同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第4号 埼玉県央広域事務組合斎場施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例についてでございます。

本案は、県央みずほ斎場の施設・設備の今後の大規模改修に係る財源に充てるため、斎場施設整備基金を設置するものでございます。

次に、議案第5号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、平成30年度一般会計における第3回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,999万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,078万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、議案第1号及び議案第2号

の専決処分による期末・勤勉手当の増額や石油価格の上昇による燃料費及び光熱水費の増額並びに職員の給料や事業の確定等による過不足の調整を行うものでございます。

次に、議案第6号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、平成30年度斎場特別会計における第2回目の補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ244万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,685万6,000円とするものでございます。内容といたしましては、斎場使用料の増加や事業の確定等による過不足の調整を行い、斎場施設整備事業の不用見込み額の一部を議案第4号でご提案申し上げます斎場施設整備基金に積み立てを行うものでございます。

次に、議案第7号 平成31年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算についてでございます。

本案は、施策の基本方針並びに予算案の大綱によりまして予算を編成したもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,118万3,000円とするものでございます。

次に、議案第8号 平成31年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算についてでございます。

本案につきましては、一般会計と同様、施策の基本方針並びに予算案の大綱によりまして予算を編成したもので、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,908万7,000円とするものでございます。

以上が今回ご提案申し上げました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当から説明をさせます。どうか慎重なるご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

坂本国広議長 次に、議案第1号から議案第8号の細部説明を求めます。

佐藤事務局長兼総務課長。

〔佐藤浩一事務局長兼総務課長登壇〕

佐藤浩一事務局長兼総務課長 それでは、議案第1号から議案第8号までの8議案につきまして細部説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

第1条は、期末・勤勉手当について、再任用職員以外の職員の年間の支給月数を0.05月分引き上げ、年間4.45月分とし、再任用職員の年間の支給月数を0.05月分引き上げ、年間2.35月分とし、さらに給料表を改正したものでございます。

第2条につきましては、平成31年度以降の期末・勤勉手当の支給月数を6月期及び12月期で同一の割合とするものでございます。

続きまして、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する

る条例の一部を改正する条例)につまましてご説明申し上げます。

第1条は、議員の皆様様の期末手当の年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分としたものでございます。

第2条につまましては、平成31年度以降の期末・勤勉手当の支給月数を6月期及び12月期で同一の割合とするものでございます。

第3条及び第4条につまましては、議員報酬の期末手当と同様に特別職職員の期末手当について改正したものでございます。

つままして、議案第3号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につまましてご説明申し上げます。

議案とあわせ、議案第3号資料の新旧対照表をごらんください。国、県や鴻巣市の制度と同様にする改正を行うものですが、第12条第2項は持ち家の職員に対する住居手当の支給に関する規定でございましたが、この条文が廃止となり、同条第1項の住宅を借り受けている職員の住居手当の条文を第1項と第2項に整理する改正を行ったものでございます。

一部改正条例の附則についてでございますが、附則第1項のとおり、持ち家の職員に対する住居手当は平成31年4月1日から廃止となりますが、現行では4,500円の支給となっております。附則第2項で受給中の職員に係る経過措置を規定し、平成31年度は4,000円、平成32年度は2,000円とするものです。

つままして、議案第4号 埼玉県央広域事務組合斎場施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例につまましてご説明申し上げます。

本案は、当組合の消防施設整備基金の条例に準じて、斎場施設整備基金の条例を新たに制定するものでございます。各条文につまましては、組合市の基金条例とおおむね同様の規定となっております。

県央みずほ斎場につまましては、開設から20年が経過し、今後、屋上の防水や空調設備等の大規模な改修工事を行う必要がございます。この条例による基金や有利な地方債等を活用し、組合市の負担金が毎年大きく変動することのないよう対応してまいります。

まず、今年度の予算の斎場の屋上防水改修工事に関する不用見込み額約2,230万円を積み立て、来年度以降、毎年3,000万円程度を目安に積み立てさせていただく予定でございます。

つままして、議案第5号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

議案第5号の補正予算書の4ページをお開きください。第2表、債務負担行為については、今年度中に消防緊急通信指令・無線施設保守点検及び寝具借り上げの委託業者の決定をするために、両事業を追加するものでございます。

10、11ページをお開き願います。歳入でございます。7款2項1目斎場特別会計繰入金は、斎場

特別会計の執行残を繰り入れるものでございます。

12、13ページをお開き願います。歳出でございます。2款1項1目一般管理費、財政調整基金積立金、25節積立金は、今回の一般会計及び斎場特別会計分の剰余見込み額を積み立てるものでございます。これにより、財政調整基金の残高は2億7,835万2,273円となる見込みですが、そのうち2億2,258万9,000円は、平成31年度の当初予算で繰り入れる予定となっております。

一番下の表に移りまして、3款1項1日常備消防費、消防総務課、人件費、2節給料は、給与改定による増額分と執行残による減額分の差額を減額したものでございます。

14、15ページをお開き願います。下の表、5款1項1目元金、消防総務課、元金返還事業、23節償還金、利子及び割引料、償還元金につきましては、昨年3月に一部繰上償還を行ったため、平成30年度の償還分が減額になったものでございます。

続きまして、議案第6号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。歳入は、斎場施設利用件数等の増加に伴う使用料の増額でございます。

12、13ページをお開き願います。歳出でございますが、1款1項1目斎場運営費、総務課、斎場運営事業、28節繰出金は、斎場使用料の増額分と執行残を一般会計に繰り出すものでございます。

13節委託料及び15節工事請負費は、屋上防水改修工事に係る設計業務委託費及び工事請負費につきまして、アスベストが含有していたことにより未執行となったことによる減額と、待合室床張りかえ工事の入札による執行残でございます。

その下、25節斎場施設整備基金積立金は、今ご説明いたしましたアスベストの影響による工事の未執行の金額2,230万1,000円を基金に積み立てるものでございます。

以上で議案第6号の細部説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第7号 平成31年度埼玉県央広域事務組一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の第1条につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億4,118万3,000円と定めるものでございます。

次に、4ページをお開きください。第2表、地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、地方債の限度額や起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。桶川消防署の水槽付消防ポンプ自動車及び北本消防署の高規格救急自動車を更新する消防車両整備事業、吹上分署の設備を更新する非常用自家発電設備整備事業、指令課の機器を更新する消防緊急通信指令施設等更新機器整備事業並びに北本消防署庁舎大規模改修整備事業でございます。

10、11ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目1節組合市負担金は34億1,932万円であり、対前年度比229万7,000円の減額となっております。この負担金は、共通経費、消防経費、

斎場経費から成っており、共通経費は消防と斎場業務に共通する運営経費であり、議会費、一般管理費、情報管理費、監査委員費、公平委員会費に係る経費の2分の1を消防経費と斎場経費に加算し、それぞれの負担率により各組合市から負担いただくものでございます。

消防経費と斎場経費の各組合市からの負担割合の算出方法につきましては、消防経費は前年度の普通交付税に係る消防事務に要する基準財政需要額の割合により、また斎場経費は前年の10月1日現在の住民基本台帳登録人口割合により負担いただくものでございます。

次に、12、13ページをお開きください。7款1項1目1節、総務課、財政調整基金繰入金2億2,258万9,000円は、一般会計分として、消防救急デジタル無線機器工事の談合に係る違約金3,173万5,000円を含む1億9,122万7,000円、斎場特別会計分3,136万2,000円を基金から繰り入れるものでございます。

消防総務課、消防施設整備基金繰入金は、北本消防署庁舎大規模改修工事に伴う設計業務委託料に充当するため、基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、主なものをご説明申し上げます。予算書の16、17ページと予算参考資料の6、7ページをお開きください。1款1項1目議会費、総務課、議会運営事業は、議員報酬などの議会運営経費でございます。

予算書の24、25ページと予算参考資料12、13ページをお開きください。3款1項1目常備消防費、消防総務課、人件費、2節給料12億2,580万6,000円、3節職員手当等9億9,387万3,000円、4節共済費4億6,475万円、5節災害補償費1,000円、19節負担金、補助及び交付金の埼玉県市町村総合事務組合の退職手当負担金1億7,353万5,000円を合計した人件費の総額は28億5,796万5,000円となり、常備消防費の約91.1%となるものでございます。

予算書の26、27ページ、予算参考資料は16、17ページをお開きください。25節消防施設整備基金積立金6,173万5,000円は、署所の大規模改修等に備えて基金を積み立てるものでございます。内訳としましては、平成31年度積み立て分として3,000万円と、財政調整基金から繰り入れる違約金3,173万5,000円でございます。これにより、消防施設整備基金の残高は、年度末において1億6,528万3,307円となる予定でございます。

続きまして、予算書は28、29ページ、予算参考資料18、19ページをお開きください。指令課の予算でございます。13節委託料、機械設備管理委託料2,986万4,000円は、消防緊急通信指令・無線施設に係る保守点検や北本消防署無線基地局の保安管理に係る委託料でございます。

続きまして、予算書の38、39ページの下段と予算参考資料の26、27ページをお開きください。2目消防施設費でございます。初めに、指令課の予算でございます。通信指令事業、18節備品購入費は、消防緊急通信指令施設等更新機器の費用1億4,850万円でございます。内容といたしましては、平成24年度に更新しました指令室のモニタ、指令台等や関連するサーバ・コンピューター等周辺機器の経年劣化に伴うもの、また平成25年度、26年度に整備いたしました北本無線基地局のネットワ

ーク機器や指令室の消防救急デジタル無線機器を一括して更新するものでございます。

次に、警防課の予算でございます。40、41ページの上段をお開きください。消防自動車等整備事業、18節備品購入費は、桶川消防署及び北本消防署に更新配備する広報車2台、消防総務課更新の事務連絡車並びに桶川消防署に更新配備する水槽付消防ポンプ自動車の購入費用でございます。

次に、救急課の予算でございます。消防自動車等整備事業、18節備品購入費は、北本消防署に更新配備する高規格救急自動車でございます。

次に、北本消防署管理指導課の予算でございます。予算参考資料は28、29ページの中段をお開き願います。消防用建物等整備事業、13節委託料1,673万1,000円は、平成32年度に予定しております北本消防署庁舎大規模改修工事に係る設計業務委託料でございます。

次に、予算書は42、43ページをお開きください。5款1項公債費、1目元金、消防総務課の予算でございます。元金返還事業1億9,218万7,000円と、2目利子、利子償還事業のうち590万5,000円は、平成5年度から平成31年度までの消防債借り入れの分の償還金でございます。

以上で議案第7号の細部説明を終わります。

次に、議案第8号 平成31年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,908万7,000円と定めるものでございます。

次に、8、9ページをお開きください。初めに、歳入でございます。1款1項1目1節斎場使用料8,918万円は、火葬室使用料2,260件分、霊安室使用料450日分、待合室使用料1,745件分、式場使用料576件分、小動物火葬炉使用料1,500件分でございます。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。予算書の10、11ページ、予算参考資料は32、33ページをお開きください。1款1項1目斎場運営費、総務課、斎場運営事業、11節需用費2,337万円は、火葬炉等の燃料費等でございます。

13節委託料は、樹木・芝生等管理委託料70万円及び県央みずほ斎場の指定管理料1億1,371万6,000円でございます。

その下、斎場施設整備事業、11節需用費、修繕料3,975万3,000円は、火葬炉の台車ブロック取りかえ修繕、集じん機の放電極板パイプの交換修繕、自動火災報知設備の更新修繕等でございます。

25節斎場施設整備基金積立金は、平成31年度の積み立て分として3,000万円を計上するものでございます。

以上で議案第1号から議案第8号までの細部説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

坂本国広議長 以上で細部説明が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時51分)

(開議 午前11時25分)

坂本国広議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎ 一般質問

坂本国広議長 日程第7、これより一般質問を行います。

通告順序により、順次質問を許可いたします。

初めに、6番、日高英城議員の質問を許可いたします。

日高英城議員。

[6番 日高英城議員登壇]

6番 日高英城議員 議長より発言の許可をいただきましたので、今回1件名についてお伺いしたいと思います。

件名1です。消防少年団・少年消防クラブ・ジュニアレスキュー隊についてということですが、今回伺うきっかけになったのは、我々の地元の自主防災組織で集合住宅での防災活動ということでいろいろな議論をしているところから、そのようなきっかけから取り上げさせていただきます。

4年ほど前のデータですけれども、北本市では分譲マンションに入居されている世帯数、これが3,289世帯、人口が7,784人でした。市全体の割合では、ともに11.52%、11.39%と約12%程度の方々が分譲マンションに居住されております。

そのような中、ご承知のとおりそれぞれのマンションで多少のずれはあるものの、少子高齢化が進んでおります。仮に震災発生時、基本的にはマンションでは倒壊などない限りは在宅避難されております。避難所で行政等からの支援を受けるのではなく、自室での避難生活となることとなります。我々の自主防災組織では、3.11の発生以前より東京の中央区のマンション防災マニュアルを参考にして独自のマニュアルを作成したり、この間テレビにも出ていましたけれども、関西の大型マンションの事例などを勉強しながら、いろいろとみんなで活動しているところですが、そのような話の中で極端な例ですけれども、例えば地震が起きて電気がとまり、そうするとポンプも動かなく水もとまり、エレベーターもとまりということが想定されますけれども、14階などに住む高齢者の方などが、例えば水をくむにしても20リッターのポリタンクを階段で上がらなければいけないとか、トイレも詰まれば下まで行かなければいけないと。炊き出しがあっても階段を使わなければいけないということで、ぜひ若者の力が欲しいよねという話になりました。そのようなことから、どんな活動があるのかと調べたところ、消防少年団・少年消防クラブまたはジュニアレスキュー隊と、さまざまな活動がされていることを知りました。東京消防庁では消防少年団、また新潟や大阪、都内の中学校や自治会、あとは被災地、東北のほうなどではジュニアレスキュー隊と。また、全国的に

は少年消防クラブなどさまざまな活動が行われていることがわかりました。

そこで、まず要旨1では、消防少年団・少年消防クラブ・ジュニアレスキュー隊の取り組みについて、少しお勉強のために教えていただきたいな、ご紹介いただきたいなと思います。

要旨2としまして、埼玉県内での活動についてということですが、県内では三郷市少年消防クラブ、それと吉川松伏少年消防クラブと、あと入間郡のほうでもたしかありましたね。そのようなクラブが活発に活動されていると聞いていますが、そのような県内での取り組みについて少し教えていただきたいと思います。

要旨3としまして、組織化・運営等の主体はということですが、調べると県内の三郷市少年消防クラブは三郷市消防本部消防総務課の消防団係というところが主体となって活動されているようです。また、吉川松伏少年消防クラブは吉川松伏少年消防組合消防本部、一部事務組合になっていますけれども、そこが主体となり組織されているようです。ほかにもいろんな事例があるかとは思いますが、この少年の消防にかかわる組織として、組織化・運営等を行う主体についてのどのようなものがあるかについてお伺いいたします。

要旨4としまして、今まで要旨3までのことを踏まえて、本組合での考え方についてお伺いしたいと思います。

以上、1回目よろしくお伺いいたします。

坂本国広議長 順次答弁を求めます。

長島副参事兼予防課長。

〔長島史哲副参事兼予防課長登壇〕

長島史哲副参事兼予防課長 件名1、要旨1から要旨4について順次お答えいたします。

初めに、要旨1ですが、消防少年団は、主に東京消防庁において組織化されているものの名称であり、全国的には少年消防クラブと称しているもので、国の統計上は対象を小学5、6年生とされておりますが、高校生までは在籍できる仕組みとなっています。

少年消防クラブなどの取り組みについては、少年少女に防火・防災思想の普及を図ることを目的に結成されている自主的な防災組織であり、訓練の実施、講習会などへの参加、火災予防ポスターの作成、防火パトロール、防火・防災に関するイベントへの参加や研究発表などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めているものです。

また、ジュニアレスキュー隊については、中学生などにより構成されているもので、大規模災害時にはほぼ確実に地域におき、一定の理解力と体力を有することから、地域や家庭に貢献することが期待されております。現在のところ、国の統計などにはないことから正確な数を把握しておりませんが、その取り組みについては、市や自治会などの防災訓練への参加、AEDを使用した救命講習、可搬消防ポンプの操作法の習得、要救助者などの搬送・誘導訓練を通じて、地域における社会貢献意識の向上に努めているものです。

次に、要旨2ですが、埼玉県内の少年消防クラブの活動について、例として、活動の多いところでは月1回程度の事業で、その内容は、消防体験学習としての規律訓練・放水訓練・救助隊員体験・炊き出し訓練などのほか、防火ポスターづくり・全国交流会への参加・救急講習・各種防災行事への参加・ジュニア防災検定受検などがあります。

次に、要旨3ですが、少年消防クラブは、全国的には小学校単位が多いという状況です。埼玉県内では27消防本部中、少年消防クラブを有する消防本部が9消防本部あり、かかわり方はさまざまですが、1消防本部では町内会が運営などを行っている状況です。また、ジュニアレスキュー隊については、全国で活動などを公表している団体を見ますと、その運営の仕方などはさまざまですが、区または市、教育機関及び消防機関が連携して、中学校単位で活動している場合が多く見受けられます。

次に、要旨4ですが、少年消防クラブやジュニアレスキュー隊は、児童生徒の年代においてクラブなどの活動から防火・防災について学習することで、正しい知識と技能を習得し、生命と暮らしを守ることの大切さを学ぶものです。また、規律などを身につけ、児童生徒を通じて家庭及び地域の防火・防災意識の普及を図り、将来の地域防災の担い手となる人材を育成するものであると認識しています。なお、組織化するためには、組合市、小中学校及び消防団などへの調整や連携が必要となることから、これらの課題について、今後、国や県内消防本部の動向を見据えてまいりたいと考えています。

以上でございます。

坂本国広議長 日高英城議員。

6番 日高英城議員 それでは、2回目少しお伺いいたします。

今のご答弁いただきまして、要旨1から3までさまざまな事例のことは大体理解いたしました。名前は違っても、目的は未来の防災リーダーの育成というような観点かなというような気がします。私たちの自主防災会では、さきに申し上げたようなことからジュニアレスキュー隊を組織しようと今試みているところなのですが、これがなかなか難しい。子供も集まらない。それと、世話をする大人のほう、どのようなことをやっていいかわからない。どのようなスケジュールで動いていいかわからないということで、実は市の一般質問でも試みましたが、なかなかこれも難しいところでした。しかしながら、このような子供たちの育成ということは、未来の防災リーダーの育成や、現在なり手不足の多い消防団員の獲得など、非常に大切な取り組みだなどと考えております。

そこで、要旨4の2回目として、三郷や松伏のようにぜひ本組合でも積極的に取り組んでいただいて、できれば組織化していただけないかなというそのような観点から、そういう意味で本組合での今後の考え方について少しお伺いします。

坂本国広議長 長島副参事兼予防課長。

長島史哲副参事兼予防課長 現在、県央消防では少年消防クラブという組織はありませんけれども、

少年や高齢者を含めた広く市民に向けた体験や指導にかかわっております。例えば、市の防災訓練ではロープワーク、学校行事としての中学生体験学習ではロープ水平渡過訓練など、小学生では主に3、4年生の社会科見学で消防について学習していただいております。組合市の各防火安全協会では、毎年防火ポスターづくりを行っており、消防署を会場に審査会を行い、最優秀者のポスターは印刷配布するなどの防火広報活動を行っております。姿形は異なりますが、おおむね他の消防本部が有している少年消防クラブと同様の活動は行わせていただいております。

また、消防防災につきましては、自助、共助、公助が重要とされております。過去の大災害等の教訓から、住民参加型の防災訓練を行うなど、特に自助の重要性が大きく取り上げられておりますので、消防としましては自主防災組織の名前のおり、自主性を育成していくことが重要と捉えております。今後におきましても、自主的に活動する各地域、団体への支援は、人員、資機材をフルに活用して重点を置いていきたいと考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 日高英城議員。

6番 日高英城議員 ありがとうございます。現状そのような組織はないし、組織化は考えていないですけれども、いろいろなことで前向きに取り組まれていることはわかりました。

では、仮に我々がそういう組織をつくった、またこの管内でいろんなところでそういう組織ができた場合、具体的に組合からどのような支援や教育やご協力といったものをいただけるのかについて、先ほどの答弁と重なるところもあるかとは思いますが、わかりやすく具体的に教えていただけますでしょうか。

坂本国広議長 長島副参事兼予防課長。

長島史哲副参事兼予防課長 各種団体活動への支援につきましては、人員、資機材の可能な限り支援していきたいと考えております。具体的には、既に管内におきまして、事業所等における防災講話への職員派遣、高齢者等の集いにおける防火講話の職員派遣など依頼の都度行っているところでありまして、今後におきましても続けてまいりたいと考えております。

また、自主防災組織や自治会等における消防訓練に職員を派遣しておりますので、そのような機会を捉えてロープワークなど基本的な消防活動を指導するといったような活動を行い、児童生徒を含めた市民の方々への防災学習を支援していけると、このように考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 以上で6番、日高英城議員の質問を終結いたします。

続いて、7番、諏訪善一良議員の質問を許可いたします。

諏訪善一良議員。

〔7番 諏訪善一良議員登壇〕

7番 諏訪善一良議員 それでは、議長より許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

件名1、埼玉県央広域消防の当面の事業について、その姿勢を正副管理者に伺う。

要旨1、前回に引き続き、桶川西分署の立地を含めた位置づけについて、また職員の職場環境並びに消防体制のあり方について伺います。

本課題は、私は3回目になります。ちょっと皆さんのもとに資料が、写真が配られているかと思いますが、見ていただきたいと思うのですが、多分1枚目がカラーの写真で、一昨年ですか、桶川西分署のいわゆる冠水の状況、これが出ていまして、いわゆる説明にありますように分署の南側の出入り口です。完全に道路が冠水しております。

それから、下の部分が、今度は消防署の分署の北側です。いわゆる川越栗橋県道の下の部分で、通常よく職員の皆さんが駐車場に使っている部分であろうかと思っております。裏側が、いわゆるここにあります分署の南側のすぐ西側を通っています江川のこれが欄干だけが出ている状況であると思っています。皆さんご承知のとおり、先日といたしまして、桶川の西高校生が、これのちょっと北側の江川で亡くなったことはご承知だと思っております。こうして見ると、本当にどうしてこのままにしてしまったのだろうかということであろうかと思っています。

それから、場所が明確にわかるようにということで、公図の図面が皆さんのお手元に配られているかと思えます。いわゆる県道、これは前回の原口管理者の答弁にあった県道だと思っておりますし、北側のほうは、今あります、いわゆる川越栗橋県道の高架部分、この部分の図面であります。ちょっと高架部分の、先ほど言った職員等が置いている駐車場のいわゆる東側、これは桶川市が放置自転車の一時保管場所に使っている部分でありまして、地勢のほうも見てわかると思うのですが、桶川消防署の南側も完全な冠水状態。北側のほうは非常に急坂で、かなり極めて環境的に厳しいところかなど。前回の原口管理者の答弁によりますと、消防が合併する前からあったということで、恐らくこれは桶川市の歴史の中で桶川町、それから加納村ですか、それから川田谷村ですか、合併したときの部分の名残で、こういうような地域に消防西分署をつくったのかなと考えているところでございます。

原口管理者の本日のいわゆる施策の基本方針、大綱の提案説明にもありますように、現状の認識というのは大規模な災害への迅速な対応のほか、消防に対する住民のニーズはますます増大していますと。まさにそのとおりだと認識は一致しています。今質問されました日高議員のところにおきましても、あの下石戸上菖蒲県道が冠水によって寸断されまして、たしか膝から上まで水が上がってきたのではないかということで、前回の議会では日高議員が取り上げておりました。

そして、また戻りますが、本日の管理者のこの予算に対しての提案説明、2ページの下のほうにあるのですが、「自然災害を含め、円滑な活動が総合的に展開できるよう、組合市との連携を密にし」と書いてございます。まさに県央のこの消防は、ほぼ20年前にできたわけですが、桶川、北本、鴻巣、全体の中で消防のあり方というものを一体で考えるべきではないかと思っています。

加えてご承知のとおり、今上尾バイパスの第Ⅱ期工事や、いわゆる桶川北本インターの部分から

鴻巣市の箕田地区ですか、幅員はたしか47もしくは57メートルだと思っています。今の国道17号は22メートルの幅でございますので、かなり大規模になると思います。そういう中では、非常にまた主な主要道路は、ある面においては高崎線の東から西に変わろうとしているのではないかと思います。そうした位置に、この今回の桶川の西分署がありまして、圏央道が開通いたしまして、西分署のある意味では圏央道の範囲も、いわゆる守備範囲といいたしめようか、これが圏央道の川島インターから、それからいわゆる桶川の加納インター、そして加納インター側から見ますと、加納インターからその次のいわゆる白岡菖蒲インターまでという、非常に守備範囲が多くなってきていると思っています。

そうした中で、桶川署のほうには救急車を2台配置していただいたわけございまして、そういう背景からいたしますと、この写真にありますような状況というのは、個人では一切対応できない。まさにこういうときにこそ消防の任務を発揮するとき、その拠点がこのありさまでいいのでしょうかと。サンアリーナというところに、そういうときには間借りをして使うそうございしますが、この協定書とかを見ますと、結局非常に狭い場所に、本当にこういう今管理者が述べられたような大規模災害への敏速な対応ができるのだろうかということで、この桶川西分署の立地を含めた位置づけ、これについて明確に答弁いただければと思います。

また、期待をしていたのですが、今予算についても何か消防ポンプ車の入れかえぐらいで、これが抜けているのではないかと、非常に強く感じました。

それからまた、職員の職場環境でございます。きょうの予算の中でも、また中でも言いましたように猛暑で電気料金が上がったと、こう言っていました。私も何度か西分署に伺わせていただきまして、これちょうど西側に面していますから、まさにもう夏場の午後にはちょっと耐えられないぐらいの暑さかなと思っています。私自身のたまたま事務所がちょっと南、西向きに国道17号の端がありまして、ガラス張りにしたものですから、見ばえはいいのですが、夏になるとすごい暑さになるのです。とにかくクーラーをかけないとられないぐらいです。西分署の建物は、ちょうどそういう意味においては南、西へ向いていますので、これ非常に奥行きがございませぬから、相当な職員は職場環境の劣悪の中で働いているのだなと思っています。なかなか職場の中で、上司を通じてこういうような職場環境の改善を申し出るというのは難しいのかなと思いますけれども、であるからこそ私は、管理者そして消防長なりがそうした環境をとにかくつくってあげるという立場からのこれは質問でございまして、ぜひ大きな意味での消防体制のあり方、そして職員のそうした職場環境の改善、このような点。

それから、今も言いましたように、市民のニーズが高まっているこういう防災意識の中において、このままでいいのでしょうかということについてお伺いをさせていただきます。これにつきましては、できれば管理者、副管理者も含めてご意見をいただければと、答弁いただければと思っています。

要旨2、防災の見地からの江川対策について。先ほど言いましたように、一人の犠牲者が出ました。そして、この江川の水も調整池の話が出ております。これは、具体的にどのような規模で、どのぐらいの雨量に耐えられるのか、規模。ご承知のとおり、浦和のほうには彩湖という調整池ができております。それが、ある面では皆さんに利用されているところでございますけれども、この規模についてどのぐらい大規模災害に耐えられるような状況になっているのかと。規模についても、できれば極力お示しいただければ、市民の皆さんも安心ができるのではないかと考えておりますので、お示しをいただきたいと思います。

要旨3、圏央道が開通、また上尾バイパスの事業が進んでおります。何か対応を考えておりますか。（交通量等の推計と対策等）です。これにつきましても、今からほぼ30年ぐらい前ですか、この国道17号、1日4万3,000台通っているよということで、なかなかインターの開設を17号にという、そういうような主張を多く聞いていましたけれども、当時もし国道17号の今の、今はもっとふえていますけれども、4万3,000台程度のときにインターを川島のように、いわゆる国道と圏央道のインターをつないでしまうと大渋滞が両方連鎖してしまうのだと、都市機能を失ってしまうのだと。どうしても、やはり国道からは1キロぐらい離してくれないと、それはできないですよという話になったと聞いています。その経過もあって、多分恐らく桶川加納インターは、かなりいわゆる桶川それから栗橋線ですか、この奥のほうに行ったのかなというふうに考えています。こうした大きな意味における位置づけから見た、いわゆる防災、交通等も含めてご見解を示していただきたいと思っています。

次に、要旨4番、来年度重点事業について、主な事業と課題をお伺いいたします。予算書その後いただきましたけれども、こうした見地はどこに示してあるのかなというのが、今ずっと予算書を見させていただいた中においても見えておりません。私は、まさに本日の開会で原口管理者が言われたように、消防に対する住民のニーズはますます増大しております。その位置づけをぜひ示していただきたいと思います。

ちょっと長くなりますが、桶川、北本、鴻巣をつなぐ国道17号、桶川市も、いわゆる桶川消防署は国道17号沿いにございます。そして、鴻巣市も、今は分署になりましたけれども、いわゆる天神分署として国道17号の近くにありまして、やはり重点的にはそのような事故に対する防ぎよ、その他も含めて私は位置されているのではないかと。大きく時代が変わろうとする中におきまして、どのように主な事業を展開していくのか。それらにつきまして、ちょっと予算書からは見えてきませんので、少しこの原口管理者のきょうの提案説明との、一応ちょっとそごが生じているのかなと考えますので、その辺も含めてご答弁いただければありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

坂本国広議長 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時57分)

(開議 午後 零時59分)

坂本国広議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

順次答弁を求めます。

原口管理者。

[原口和久管理者登壇]

原口和久管理者 件名1、要旨1についてお答えいたします。

桶川西分署の立地を含めた位置づけについては、前議会でも答弁させていただきましたが、大雨や台風時に、一時的に代替施設に移動して業務を行う場合がありますが、現状おおむね良好な状況で消防体制、救急体制ができていると思っております。なお、昨年度から、桶川市と実務者間で桶川市域の消防力、救急力について意見交換を続けており、今後も継続していきたいと考えています。

次に、職員の職場環境についてですが、24時間体制という条件の中で働く消防職員の職場環境を整備することについては、当然取り組んでいかなければならない重要事項の一つであると認識しております。その中で、ハード面では、来年度からの2カ年をかけて行う北本消防署の大規模改修工事や鴻巣西分署のトイレ改修工事などを実施する予定です。今後、他の庁舎においてもトイレや浴室等の改修や大規模修繕等を計画的に進めていきたいと考えています。また、ソフト面では、時間外勤務の是正や年次有給休暇の取得促進など、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

次に、消防体制のあり方についてですが、管内住民が安心安全に暮らせるよう、火災・救急・救助などの全ての災害に対処しなければならないと考えています。現在、1本部3消防署6分署体制で、消防車両約20台、救急車10台が常時出勤できる体制で対応しているところですので、引き続き現体制を維持していきたいと考えています。

以上です。

坂本国広議長 野本消防長。

[野本照夫消防長登壇]

野本照夫消防長 件名1、要旨2についてお答えいたします。

埼玉県北本県土整備事務所によりますと、今年度から調整池整備工事が始まりました。場所は、荒川の合流地点から上流3.9キロメートル付近、ちょうど桶川西中学校東側になりますが、第1期工事で深さ1.5メートル、面積約8ヘクタール、容量約12万立方メートルの規模で調整池を造成し、その後第2期工事で江川の河道を1.3キロメートルにわたり整備する事業です。なお、平成31年1月中旬から本格的に掘削工事を始めたとのことで、今まで下流に流れていた洪水の一部をこの調整池にためることで、中流部や下流部の浸水被害を軽減する効果が期待できるとのことでした。

続きまして、件名1、要旨3についてお答えいたします。圏央道(首都圏中央連絡自動車道)は、平成27年10月31日に桶川北本インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジ間が延伸供用となり、

管内全線が開通されたところでございます。管内の圏央道を通過する交通量については、ネクスコ東日本によりますと年々増加傾向にあると伺っております。

圏央道への出動件数でございますが、平成29年中は火災出動1件、救助出動2件及び救急出動8件の計11件でございましたが、平成30年中は火災出動はなく、救助出動1件、救急出動13件及び警戒出動1件の計15件と増加しているところでございます。

圏央道における事故等の対応でございますが、当消防本部は平成13年に策定した消防計画に基づき、高速道路災害活動計画を各関係機関と協議を重ね、平成22年に策定いたしました。救急出動時には、この活動計画に沿って、一般道路での救急事案には出動させていない指揮隊を出動させるなど、発災時の対応を円滑に行うことにより、被害の軽減、二次的災害の防止に努めているところでございます。

また、隣接する川越地区消防局及び埼玉東部消防組合消防局と締結しております消防相互応援協定、さらには10消防本部と締結しております関越自動車道・首都圏中央連絡自動車道における消防相互応援協定により、大規模な火災または交通事故等が発生した場合に相互に協力し、災害対応能力の向上を目的とした合同訓練を毎年行い、被害を最小限に防止する体制を構築しております。

次に、上尾バイパスでございますが、平成28年4月29日に桶川市川田谷までの第Ⅰ期区間が開通し、第Ⅱ期区間として鴻巣市箕田までの事業が進められているところでございます。桶川市川田谷から鴻巣市箕田まで開通した場合における計画交通量は、国土交通省関東地方整備局によりますと、2030年度には1日当たり3万7,800台から4万7,500台と推計をしております。

上尾バイパスへの出動件数でございますが、平成29年中は救急出動9件、警戒出動2件の計11件でございましたが、平成30年中は救急出動10件、救助出動1件の計11件と前年同様の出動件数となっているところでございます。上尾バイパスにおける事故等の対応につきましては、一般道路と同様の対応としておりますが、災害の規模により増隊するなど適切な対応を図っております。

圏央道の開通及び上尾バイパスの延伸に伴う対応につきましては、現段階においては特段の問題はないものと考えておりますが、道路を管轄する事業者からの情報によります圏央道の利用台数が増加傾向にあることや、上尾バイパスの第Ⅱ期区間の開通による計画交通量を勘案しますと、今後、双方の道路の交通量がふえることが予測されますので、状況を注視し適切に対応してまいりたいと考えております。

坂本国広議長 新井次長。

〔新井 正本部次長登壇〕

新井 正本部次長 件名1、要旨4についてお答えいたします。

来年度の重点事業としましては、1つ目として消防署所の防災拠点機能を維持するため、平成31年度及び平成32年度の2カ年をかけて、老朽化の著しい北本消防署の大規模改修工事事業に着手し、1年目となる平成31年度については、設計業務委託を予定しております。

2つ目として、高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線施設の安定運用を図るため機器等の部分更新を予定しております。これは、平成24年度に更新しました高機能指令システム及び平成25年度から26年度にかけて整備しました消防救急デジタル無線施設が、24時間365日連続稼働しているコンピューター機器やソフトウェアなどが更新時期を迎えることから、故障や障がいリスクを防ぐために部分更新するものです。

3つ目として、各消防署及び分署庁舎には、消防活動の拠点機能を維持するため、自家発電設備を設置していますが、平成10年に設置した吹上分署は経年劣化が進んでいるため更新する予定です。

さらに、職場環境の整備対策として、鴻巣西分署のトイレ及び空調設備の改修、川里分署の照明のLED化、桶川西分署などの仮眠室のパーティション化事業などを実施する予定です。

また、消防車両については、平成31年度に予定していた桶川西分署の水槽付消防ポンプ自動車平成32年度に更新し、老朽化してきた平成32年度更新予定の桶川消防署の水槽付消防ポンプ自動車を1年前倒しして更新するものです。救急車については、北本消防署の高規格救急自動車を更新する予定で、消防体制の充実、強化を図ります。

以上でございます。

坂本国広議長 諏訪善一良議員。

7番 諏訪善一良議員 では、件名1の1点目、今の管理者の答弁ですと、おおむね問題がないような答弁だったのですが、この写真を見まして、私は消防署というのは、まさに管理者が言われたように地域の安全安心の基地だと思っております。この状態で機能するとは思えないのですが、今の管理者の答弁では、やはり一般の皆様含めて消防署に対するニーズのますます増大しているということの認識との乖離が激しいと思っておりますが、いかがでしょうか。私は、まさに市民を守る防災、それからいわゆる救命、それらについてこの対応ではできないのではないかと思います。きょうの提案説明と今の答弁は、はるかに乖離していると思っております。

確かに前回の答弁にございましたように、今の消防署、それから分署は、いわゆる県央消防ができる前からの中で決まってきたことは承知をしておりますけれども、今他の消防長それから次長の答弁にもありましたように、大きく交通事情等が変わろうと思っております。ここに私は質問の第1項に、正副管理者にお伺いすると書いてありまして、行政的には地元の桶川の副管理者もおおいですし、また江川の上流に位置する北本市の、ある面においては西側の、高崎線の西側ですが、荒川の端を除くと、ほとんどが江川に流れるのですよね。こういう認識も、北本市側はあると思っておりますけれども、今の管理者の答弁では、まさに市民の安心安全は、今の状態で満足しているような答弁だと思っておりますが、認識はいかがなものかと思っておりますが、あえてもう一度お伺いします。この写真を見て、そして地勢的な部分です。今後の、先ほどの2030年の上尾バイパスの開通ということも含めて述べておるわけですし、いかがでしょうか。それにつきましては、管理者並びに小野副管理者、そして現王園副管理者についてもお伺いをするものでございます。

次に、職員の職場環境につきまして、今安心安全、それから休暇等の話もありましたけれども、先ほども述べましたように桶川市の西分署の位置する場所は、まさに南側、それから西側、相当な夏の猛暑に耐えられないほどの環境だと思うのです。僕は、具体的にはあそこに、今余りお金かからないと思うのだけれども、フィルムがありますよね、遮光フィルム、遮熱フィルムとか。いわゆる今仮眠室の話をしていましたけれども、はるかにしのぐ私は今のいわゆる職場環境ではないかと思っています。この辺も含めて、もっと対応できるのではないかと、こう思っています。こうした雨が降るとサンアリーナのほうに引っ越しをして対応していると。これは、少しも私は、住民の安心安全の立場を考えれば正常な形と思っておりません。ご答弁をもう一度お願いいたします。

それから、要旨2、江川の対策について、今野本消防長から答弁がございました。西中学校ですか、今の答弁ですと、そこに123平米、1.3キロですか、これができると。かなりの容量のようでございますので、まさにこれができ上がれば、かなりこの写真にはない状況になるのかなと思っていますけれども、そうすればこの地域とすれば水害対策も十分になるのかなと考えます。それにつきまして、もしこれは大体わかればで結構ですが、北本あたりのほとんどの水が江川に流れるのですよね。いわゆる江川の本流、それから勝林幹線というのですが、2本が公団住宅の南側に全部接しまして流れるのです。北本市のほうは、そういう整備が全部済んでしまいましたから、逆に江川に一気に流れている状況だと思っています。この辺には大体どのような、わかればで結構ですが、雨量ですね、想定したあれか教えていただければありがたいです。

それから、要旨3番、いわゆる圏央道、これ県土事務所のほうのデータということで3万7,000台から4万7,000台、事故のほうも増加傾向にあるということなのです。増加傾向にあるようなのですが、現状から見ると、今現在17号ももっと伸びていると思うのです。今から30年前が、いわゆる国道17号は4万3,000台と言われていましたから、もっとあるのではないかと思うのですけれども、それはそれといたしまして、今上尾バイパスの工事が進んでいる中で、答弁ですと2030年ですか、見ているようなのですが、そういうような地形的に大きな変化を捉えて、私は考えたらいかがでしょうかと申し上げているわけございまして、それについても、できれば対応についてご答弁をもう一度お願いいたします。

今の答弁では、恐らく今変わってくるのではないかと考えております。ある面においては、高崎線の東側が、この地域は大体物流の大半を占めています。今後は、いわゆる桶川北本インターも含めて西側に大きく変わっていく、シフトしていくのではないかと思いますので、その点につきまして具体的にお示しをいただきたいと思っております。

それから、来年度の重点予算、今の説明を聞きますと、平成31年、32年、北本の消防署の大きな修理、修繕と、そして鴻巣署ですか、考えているということで、またシステム的な問題につきましても高機能指令システムですか、そのデジタル化で分署にも各自家発電所を設置するようなご答弁だったわけですが、これにつきましても先ほどの予算書で見ましたので、これについては理解いた

します。

もう一度要旨1について、ちょっと認識が足りないなと思いますので、それも含めて、これにつきましては管理者並びに副管理者の、この地図、それからこの写真を見ての対応策をもう一度ご答弁いただきたい。お願いします。

坂本国広議長 原口管理者。

原口和久管理者 それでは、諏訪議員の再質問にお答えをいたします。

桶川西分署の件でございます。写真を見てどう思うのかということでもありますけれども、これは毎日このような状況ではないわけございまして、私のほうも報告をいただいておりますけれども、今まで4回サンアリーナのほうで執務をされたということは聞いております。その中で、先ほども答弁をいたしましたけれども、今の状況ではおおむね良好だということでも伺っておるところでございます。なので、市民を守る安心安全、これは不可能ではないか、実施ができないのではないか、守れないのではないかとということでもありますけれども、今の状況で、今申し上げましたように西分署の今の現在あるところで執務を、あるいは消防体制というものをしっかりと構築をしていく。その中では、今の状況を少し見ていきたい、そのように思っております。

当然これからの消防の体制といいますか、設備あるいは施設をどういうふうにしていくかというのは、この第5次の消防力等整備計画で計画を立てております。当然構成3市の財政状況というの鑑みながら、しっかりとした計画をつくらせていただいております。この整備計画に沿って今後の事業の展開を進めていければ、当然計画的に進めることが重要でございまして、そういう中では今の桶川西分署をこの状況で、推移を見守っていければ、そのように思っております。

桶川西分署、非常に暑いということ、議員のほうで職員のことを思っているというのは非常にありがたいなというふうに思っておりますけれども、この件についても消防長のほうから答弁させますけれども、今の状況は大丈夫だということも伺っておりまして、ご心配は要らないのかなというふうに思っております。

坂本国広議長 野本消防長。

野本照夫消防長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず初めに、職員の職場環境ということで、桶川西分署が西日で夏暑くて劣悪な環境ではないかというようなお話がございましたけれども、昨年4月、年度がかわりました早々に空調設備の交換を行いましたので、その件については問題はないというふうに思っております。

それから、江川の工事の雨量の効果の関係ですけれども、私どもが把握している中では、現在江川に流れる流量というのがあるのですが、それが毎秒35立方というふうに聞いております。この調整池をつくることによって、これが毎秒30立方になるというふうにお聞きしておりますので、効果があるのではないかとというふうに私どものほうは期待をしているところでございます。

それから、交通量の関係で2030年の数字を申し述べた件でございますけれども、現在消防力を定

めております「消防力の整備指針」という国がつくった基準がありますが、そちらにおいても高速道路や主要幹線で交通量がふえるといった場合に消防力を増強しなさいというような国の考え方はございませんので、先ほど申し上げているとおり、現在の消防力の中で現時点では対応していきたいと考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 小野副管理者。

小野克典副管理者 桶川西分署の件につきましては、たびたび議会でも取り上げていただいておりますのでございまして、先ほども管理者からもご答弁がございましたけれども、現在桶川市と実務者間での協議が、課題や今後のあり方についても含めて進められているところでございますので、また引き続き協議を行うとともに、江川についてなのですけれども、これにつきましては上尾から鴻巣までの流域4市で江川改修促進協議会がございまして、そちらの私も会長を務めさせていただいておりますけれども、過日も県、国のほうにも要望を行ってまいりましたけれども、やはり早期にこちらの江川の根本的な改修というのも今度必要になってくるのではないかなというふうに考えているわけでございまして、こちらのほうもまた議員さんたちのご協力もいただきながら、引き続き県のほうで早期にこの改修計画を策定、今策定作業中でございますけれども、こちらの策定をお願いするとともに、改修に当たっては国のほうにもまた引き続き要望しながら、抜本的な改修というものをこれからも関係機関へ引き続き強く働きかけをしていきたいというふうに考えております。

坂本国広議長 現王園副管理者。

現王園孝昭副管理者 江川につきましては、今小野副管理者のほうで申し上げましたとおりに、改修計画についていろいろ、3市、4市含めていろいろ要望等は行っております。ただ、この西分署の件につきましては、今言われたように、当初の答弁にもございましたとおりに台風や大雨のときには一時的には代替地へ移動しながら業務が行われていますし、そしてまた、ただいまもう調整池の整備事業が始まっておりますから、これも先ほど答弁がございましたとおりに、江川の流量として毎秒30立米ですか、こういったものを計画しながら、それを見据えた上の今調整池等の、多分その整備だと思っておりますので、こういった推移を見ながらいろいろやっていかなければならないと思っております。

ただ、3市ともやはり財政厳しい中で財政状況を見ながらやっていかなければならない。先ほどの答弁にもございましたとおりに、今大規模改修を分署ごとにいろいろ進めている状況でございますから、やはり財政状況も鑑みながら、そして調整池の工事の進捗も見ながら、そういったいろいろなものをして、そして国との今要望活動も行っておりますから、そういったいろいろなものを含みながら、今後のそういった地方自治体としてどこまでそれをやっていけるのかというのを、今後また皆さんと一緒に考えていかなければならないと思っております。

坂本国広議長 諏訪善一良議員。

7番 諏訪善一良議員 先ほど2回でも申し上げましたように、大分管理者との認識が違うのだなとわかりました。桶川の西分署について、今も良好な状況であるという考えですね。災害というのは、予測不可能なのです。現に江川では桶川西高校生が亡くなっているのです。私は、そこにつきましては、また今現王園副管理者からも財政状況が厳しい、原口管理者も財政状況が厳しい。しかしながら、市民の本当に安心安全を守るという立場から見れば、そういうことを言っていられないのではないですか。この写を真見て、この地図を見て、この場所を見て、今の状態が良好な状況と、認識が違うのではないのでしょうか。私は、それにつきましては認識が違うなど、はっきり言って愕然といたしました。

それから、職員の職場環境におきまして、空調設備が入れてあると。夏場は遮光といいますか、光が斜めに当たるか上から当たるかで全然違うのです。あそこにブラインドがかかっていたし、ブラインドではね返せる熱量ではありません。やはり現場を見てご答弁願いたいと思ったところです。なかなか職員の方も、そういうような状況を言いにくいのだと思うのです。それをやはり上に立つ者は察しなければならぬと思うのです。だから、先ほどご提案したのだけれども、遮光、遮熱程度のフィルムぐらいだったら張ってやれるのではないですか。それから、夏の湿度、今もう地球温暖化といいますか、もう6月の末ぐらいから、梅雨明けと同時に相当な暑さになります。あの建物の位置、大きさ、まさに頭から、西側から、南から考えてやってください。

計画的に非常に重要だということを、ある意味管理者が答弁していましたけれども、先ほども言いましたように、そういう犠牲も出ている。この写真を見て良好と思う市民は、私は一人もいないと考えます。もう少し前向きな答弁をいただけないのでしょうか。再度お伺いします。

それから、今野本消防長のほうから具体例として空調設備のことがありましたけれども、含めてどうでしょうか。消防長自身も、多分現場に赴いてよく知っているのだと思いますけれども、庁舎、西分署だけではなくて、あの東側の道路、それから橋の下の道路、えらい急坂で非常に危険ですよ。この環境を見て、どうですか。今の状況が良好な状況と言えるのですか。消防長といたしまして、部下を統括する立場におきまして、現場の長として、あの状況、環境含めてご答弁ください。

それから、江川のことにに関して、いわゆる調整池でやると言っていました。異口同音に、現王園副管理者も財政状況を言っていましたけれども、やはり優先すべきは安心安全という、そういう行政としての信頼だと思うのです。流量は、江川の流量は35立方メートルパーセクといいたいまいしょうか、パー秒であると。それから、今度30立米になるのだよと。大分減るのではないかと聞いていますけれども、そうするとこのような状況は起きないのでしょうか。私の記憶するのでは、昭和34年の伊勢湾台風の時、もう荒川が北本側から見ましてもあふれるのではないかという部分で、相当な危機感を持ったことがございます。その後、秩父の山間部も反省して、ああいうような状況はなくなってきていますけれども、災害が一度起きれば、この間の阪神・淡路大震災、東日本大震災を見てもわかると思うのですが、もしそうなったら取り返しはきかないのです。現に北本の女子高生

が亡くなっているのです。それをもって、今の良好な状況であるということはどうして言えるのですか。含めてもう一度ご答弁をお願いいたします。

また、小野副管理者におきましては協議しているということだったと思うのですが、ぜひ地元中の地元ということで対応していただきたい。これについては強く要望して、3度目の質問にかえさせていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

坂本国広議長 原口管理者。

原口和久管理者 再々質問にお答えをいたします。

これ桶川西分署ですけれども、今江川で氾濫のときに女子高生が亡くなったというのは私も承知をしておりますけれども、これは消防とは全く別の次元でございまして、それを今この消防議会の中で議論するということがいかなものかなというふうに思っております。そんな中でありますけれども、冠水をして消防力が減退するというようなことを言われますけれども、現在私のほうにこの報告の中では、現状の部分でしっかりと市民の安心安全を守る、これは今の状況でもしっかりとこれは実行ができる。そういうふうに報告がありますので、私もこれからも桶川西分署の職員の皆さんに、消防あるいは救急、これをしっかりと自分自身の業務を邁進していただきたい、そのように考えております。

そして何より、先ほども申し上げましたけれども、第5次消防力等整備計画の中で計画をつくっております。議員が言われるように、それは全ての部分について大規模改修、あるいは何でも更新をする、これはできればそのほうがいいわけでございますけれども、それぞれ財源というのは限りがあるわけです。それを計画的に実施をしていくこと、これは執行側のほうでは大変しっかりと検討しながら、将来この3地域がしっかりと安心である、あるいは救急においてもしっかりと市民のニーズに応えられる、そういう消防体制を構築していく、これが何よりも私は重要だと思っております。

坂本国広議長 野本消防長。

野本照夫消防長 職員の職場環境ということでございましたが、空調設備を入れましたけれども、それ以外にというお話につきましては、まだ私のほうにはそういったご要望が来ていないというのが実情でございます。もしそのような職員からの意見があるのであれば、それは早急に対応はしたいというふうに考えております。

それから、先ほど江川の改修工事で本当に大丈夫なのかというお話ですけれども、私どもが事業の主体でございませぬので、詳しいことはよくわかりませぬけれども、河川整備の計画の考え方としては、時間で50ミリ耐えられるような整備をするという考え方があるというふうには伺っております。そういった中で、大雨のときの初期の段階では効果があるのではないかなというふうに思料はしております。

以上でございます。

坂本国広議長 以上で7番、諏訪善一良議員の質問を終結いたします。

◎ 議案第1号の質疑、討論、採決

坂本国広議長 日程第8、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

坂本国広議長 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎ 議案第2号の質疑、討論、採決

坂本国広議長 日程第9、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第2号 専決処分承認を求めることについて（埼玉県中央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び埼玉県中央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

坂本国広議長 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎ 議案第3号の質疑、討論、採決

坂本国広議長 日程第10、議案第3号 埼玉県中央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第3号 埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

坂本国広議長 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第4号の質疑、討論、採決

坂本国広議長 日程第11、議案第4号 埼玉県央広域事務組合斎場施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第4号 埼玉県央広域事務組合斎場施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例について、賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

坂本国広議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第5号の質疑、討論、採決

坂本国広議長 日程第12、議案第5号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、12ページから17ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第5号 平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

坂本国広議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第6号の質疑、討論、採決

坂本国広議長 日程第13、議案第6号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、補正予算書の10、11ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、12、13ページの歳出に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 今回、先ほどの調査の中でアスベストがあったことから、屋上の防水等改修設計業務委託料や防水改修工事についての予算が減額されているということで、アスベストが入っているものについての工事が対応できるものが現状ではないので、今後この大規模改修時に行っていくというようなお話でした。

当初これが上げられたときも、屋上防水について大規模改修の中でできないのかという話の中で、緊急的に必要なものである所以对応するのだという説明を当初いただいていたと思うのです。ということは、今後大規模改修も空調を先に行うということであって、屋上防水は後回しになるわけですが、緊急に必要であった工事をストップしたままで大丈夫なのかなというところが大変心配なのですけれども、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

佐藤浩一事務局長兼総務課長 先ほどお話ししましたように、まず初めに空調設備のほうの大規模な工事を行ってまいります。その後で防水工事ということで、緊急な事態が生じた場合どうするのかということですが、そういった場合にはピンポイントで防水の補修を進めていながら、将来的に大きく改修をやっていく予定で考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 そうすると現状では、この予算が上がったときには緊急的に防水工事が必要だということで上がりましたが、現状ではピンポイント対応でまだ間に合うということなのでしょうか。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

佐藤浩一事務局長兼総務課長 現在の時点では、ピンポイントで何とか対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

坂本国広議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第6号 平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

坂本国広議長 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第7号の質疑、討論、採決

坂本国広議長 日程第14、議案第7号 平成31年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

初めに、予算書10ページから15ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、16、17ページの議会費に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、議会費に関する質疑を終結いたします。

次に、16ページから23ページの総務費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 組合広報紙についてお尋ねしたいと思います。

説明の中では、今回からカラー印刷をするということで、前年度に比べると約40万円ぐらいアップした金額が示されています。これについては、今後入札にかけるとい形をとられるのかなというふうに思いますので、そのあたりについて確認と、今後どういう動向になるかわかりませんが、10月には消費税上げという話も国のほうの動きではありますので、そこら辺は加味されているのかどうかという点についてお伺いをしたいと思います。

それと、財務会計システム機能の追加業務委託料で備品管理機能を追加するというご説明をいただきました。今までは、備品管理は備品管理のシステム、財務会計システムは財務会計システムということだったのではないかなと思うのですが、今回追加することによって予算的にかなり減額ができるのか、追加したことによるメリットというのがどういうことなのかについてお答えをいただきたいなと思います。

以上の2点です。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

佐藤浩一事務局長兼総務課長 まず、印刷製本費の件ですが、今年度までは白黒印刷ということで、1部当たり6.4円で9万3,000部を印刷してまいりました。来年度の予算として、8.4円の9万3,000部を予定しております。また、後半12月に発行する広報紙につきましては、消費税の分を加味してございますので、その分は含めております。よろしくお願いたします。

それで、業者につきましては入札を行っていく予定でございます。

それと、財務会計システムの件ですが、既存の財務会計システムに新たに備品管理機能を追加し、対応しようとするものでございまして、今ある財務会計システムにそのままシステムだけ追加するものですので、コスト的に十分抑えられるということでメリットが考えられております。現在使用している備品管理システムを更新する場合は、旧システムの場合には導入で700万、今回の場合500万程度と考えておりますので、その分としてもメリットが考えられます。コストを抑えられるような状態となっております。

以上でございます。

坂本国広議長 湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 そうしますと、県央だよりのほうについては業者入札で、6月に日程的に間に合うのかなというところは間に合わせるようにつくるのかなと思うのですが、そこら辺のスケジュールは大丈夫なのかどうかというところが1点。

それと、今ある財務会計システムのほうに備品管理システムのほうを追加するというのであれば、この予算書のほうに載っています備品管理システム保守委託料や備品管理システム借上料というのは今後、今のが9月末で終了ということですので、今後はなくなっていくというふうに理解していいのでしょうか。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

佐藤浩一事務局長兼総務課長 6月の県央だよりにつきましては、今までも同様にやってきておりますので、十分間に合う予定で考えております。

それと、備品管理システムの関係ですが、今までの保守点検は9月30日で終了ということになっておりますので、その後また別のシステムを入れた状態から保守管理を行う予定でございます。

それで、借り上げにつきましてはなしになっておりますので、ご了解いただきたいと思います。以上でございます。

坂本国広議長 ほかに質疑ありませんか。

秋谷修議員。

9番 秋谷 修議員 私もこの印刷製本費の県央だよりの件でちょっとお伺いしたいのですが、せっかく今回カラー印刷するという事なのですが、消防救急の業務をなさっている皆さんがどれだけ頑張っているかというのが、私回覧でよくよく回ってきて県央だより見させていただいているけれども、ちょっと訴え方が甘いのですよ、訴え方が甘い。機械的な何か広報に見えてしまって、住民の方々に訴えかけるものがないのです。だって24時間365日頑張っている危険な業務に取り組んでいるのではないですか。ちゃんとそういったことを管内住民の方々にご理解何とかしてもらうような広報づくりというのをやってもらわないと、今後の消防力強化をするに当たっても、税金を投入することのご理解を得るためにも、しっかりと広報というのはやらなければならないのです。そういった点について、何か今回カラーにするに当たっての工夫というものがお考えがあるのかどうかお伺いしておきます。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

佐藤浩一事務局長兼総務課長 大変貴重なご意見ありがとうございます。今までも広報発行に当たって編集部会というもので職員に集まっていたいただいて、よりよい広報紙の編集に努めてまいりましたが、今後もそういった意見を取り入れながら、編集委員の方々に新しい知恵等を出していただきながら、そういった訴えかけられるようなよりよい広報紙を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

坂本国広議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 これをもって総務費に関する質疑を終結いたします。

次に、22ページから41ページの消防費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 常備消防費の中の人件費で、負担金、補助及び交付金、埼玉県市町村総合事務

組合負担金ということで1億7,353万5,000円が今回計上されているのですけれども、この給料掛ける1,000分の135、前年度はたしか145だったと思うのですけれども、ここら辺の単価というのはどういった形で決まっていくのでしょうかという点についてと、庶務事業の中で使用料及び賃借料で事務機器借上料の中で複写機や複合機、印刷機等が計上されています。複合機については、前年度より台数が少ないのですけれども、問題はないのかどうかということと、同じところの委託料、廃棄物処理委託料については前年より30万を超える金額がアップしているかと思うのですけれども、ここら辺の増の理由についてお聞かせください。

坂本国広議長 黒沢消防総務課長。

黒沢高志消防総務課長 まず、総合事務組合負担金についてなのですけれども、この1,000分の140から135に下がった経緯としましては、これは総合事務組合からの指示というか、通知に基づいてでございます。これは、総合事務組合というのは職員の退職金に充てるために毎月ですか、負担金として計上、負担しているのですけれども、それが大量退職が終わって、このところ少し負担率が下がってきたということでございます。

それと、事務機器の台数が変わったことについては、借り上げでやっています。借り上げについては、一応5年リースでやっているのですけれども、それが過ぎても対応可能ですので、引き続き無償譲渡という形でこちらに所有権が移りますので、引き続き使用させていただいているので数が下がっているということです。

それと、廃棄物処理委託料については、組合市の業者さんに見積もりをとっている中で、桶川さんのほうが若干というか、かなり費用が上がってしまった関係で、予算的に昨年度よりオーバーしているという状況です。

以上です。

坂本国広議長 湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 そうしますと、総合事務組合のほうからの指示ということで、こちら側がどうできることではないと思いますけれども、いわゆる団塊の世代の方たちが退職していけば、当然退職者が減っていく傾向があると思うので、今後も減っていくとなれば、負担金がそれだけ減っていくのかなと思うのですけれども、そこら辺というのはまるっきりこちらからどうできるものではないということでもよろしいのかという点についてと、複合機については無償のものも利用しているので問題ないということであれば、それはよろしいのですけれども、今回桶川のほうの廃棄物処理委託料のほうアップしたというけれども、そこら辺どうした理由でそういうふうアップしたのかというところの話は聞いていますでしょうか。把握していますでしょうか。

坂本国広議長 黒沢消防総務課長。

黒沢高志消防総務課長 まず、退職金の負担率については、こちらからどうこう言うものではないので、退職手当組合の通知に基づいて予算を計上するというものでございます。

それと、廃棄物処理については事業用ごみの収集を各組合市の業者さんをお願いしているのですが、その中で、業者さんからの見積もりをとった結果として、桶川市さんのほうのごみの処理の関係で何かお金がかかるということで、業者からとった見積もりが多くなったため、予算的に多くなったということでございます。

以上です。

坂本国広議長 湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 各組合市の業者さんの見積もりによって単価が上がったということですが、逆に言えば3市の... ..

坂本国広議長 済みません、3回目。

14番 湯沢美恵議員 だめでした。

坂本国広議長 済みません。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 これをもって消防費に関する質疑を終結いたします。

次に、40ページから43ページの斎場費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、斎場費に関する質疑を終結いたします。

次に、42、43ページの公債費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

金澤孝太郎議員。

8番 金澤孝太郎議員 42、43の公債費についての質問なのですが、それより次の52ページの地方債の残高についてちょっとお話を聞きたいと思うのです。というのは、この残高からいきますと平成29年度末が9億1,200万、30年度末が6億4,000万、31年度末が6億3,600万というふうに予定されていますよという形になっています。平成29年度の決算書を見ますと、この県央広域が平成4年度に消防署の用地取得、これが約7億900万ぐらいやっているのですが、それからのずっと地方債を見ると35億6,600万残高が当初あったわけです。それに比べまして、今は31年度末が6億3,600万ということで、かなり借り入れ状況が、償還が進んでかなりスリムになってきているという状況が推察できるわけですが、一方北本の消防署の大規模改修工事が今年度、来年度かな、行うという予定になっておるわけですが、当然施設は市町村で全部老朽化が目立ってきているという状況の中で、借り入れ状況等も残高的には少なくなっている。だけれども、予算規模的には上昇気流の数字になっているわけなので、この辺で前倒しの老朽化施設等の見直しとか、その辺はどのような計画

で考えているのか、わかる範囲で結構なのでご答弁いただきたいと思います。

坂本国広議長 野本消防長。

野本照夫消防長 庁舎の改修等の前倒しというなお話でございますけれども、今議員がおっしゃられたように、私どもとしても過去から将来にわたっての借入金の返済というのは把握しております。そういった中で、今後工事をして借入れをして、毎年どれぐらい返済をして、負担金にどのような影響が出るのかというのを計算しながら、今後の計画を立てていきたいというふうに考えております。その中で、31、32で北本の大規模改修をさせていただいて、またその次に違う署所の改修というふうに一つ一つ入れていって、なるべく公債費が増減がないように、そしてなおかつ負担金に大きな変動が、平準化ができるように、そんなふうに庁舎の改修については考えていきたい。その中で、前倒しができるものについてはさせていただきたいというような考え方でいます。

以上でございます。

坂本国広議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 これをもって公債費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく42、43ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第7号 平成31年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

坂本国広議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第8号の質疑、討論、採決

坂本国広議長 日程第15、議案第8号 平成31年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

予算書8、9ページの歳入に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

初めに、10、11ページの事業費に関する質疑から入ります。

質疑ありませんか。

湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 まず、燃料費に関して灯油代95円で単価を設定しております。年間で24万6,000リットルということなのですが、昨年度がたしか70円単価で24万リットルを予定していたと思うのですが、25円単価が上がるというのは、近年ガソリン等々については高どまりをしている中ではいたし方ない部分なのかなと思うのですが、この95円という単価はどういった形で算出されたのかという点についてが1点。

それと、今回植栽工事について工事を行うということで予算計上されているのですが、委託料の中に樹木や芝生等の管理委託料というのが70万、これは樹木、芝生の管理については毎年行っていたいて、指定管理料の中にも含まれていないのですが、それは植栽工事をするところと全く違う業者なのか、そういうところとはまた違った入札にかけられるのか、植栽工事した後はどういうふうに管理していくのかといった話はきちんと計画されているのかについてお聞かせください。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

佐藤浩一事務局長兼総務課長 斎場の燃料費の件につきまして、単価ということですが、このところ燃料費がかなり上がってきているということで、95円ということで算出をさせていただきました。これは、ちょっと半分予想でしかできませんので、なかなか難しいところでして、やはり対応できる範囲内として可能な金額ということで95円を設定させていただいております。

それと、植栽の関係ですが、ふだんは植栽につきましては指定管理のほうで剪定とかの中でやらせてもらっておりますが、今回の新しく予算をとった植栽につきましては、別の業者に入札として新しく植栽を植えてもらう関係上、こういった植栽の予算をとらせておまして、入札を行って工

事を行った後は、指定管理の中で維持管理、剪定をしてもらう予定であります。

以上でございます。

坂本国広議長 湯沢美恵議員。

14番 湯沢美恵議員 かなり燃料費に関しては上がっているというところでは理解はできるのですが、年間の利用料のやつが6,000リットルアップしているというところでは、どんな理由で上げたのかなというところについてのご説明をいただきたいということと、植栽工事をしてはいけませんというわけではありませんけれども、あそこはかなり地盤も沈下していたりとか、ロータリーが低くなっていたりとか、ほかに工事しなくてはいけないのではないのかなと思うところが非常にありますけれども、今回そういうところについてよりも、植栽工事をまず優先したということは、見た目だけではなくて、何か理由があるのかなというところのご説明はいただけますでしょうか。

坂本国広議長 佐藤事務局長兼総務課長。

佐藤浩一事務局長兼総務課長 燃料のアップということでご指摘ありましたけれども、30年度のように火葬件数もふえてきております。また、夏の暑さ、また急激に寒くなったということになりますと、またそのときに燃料のやはり燃料利用が、使用量がふえますので、その分を含めて、空調も含めて燃料になっておりますので、空調、火葬件数の増加を考え、多少の増量を考慮させていただきました。

また、植栽につきましては、ご承知のように式場の入り口の前にあった低木の植栽をきれいに直すということで、来年度計上させていただきましたが、やはり斎場というものは見た目も一番重視される場所ですので、まずそういったものを鑑みまして優先度を考え、植栽のほうを入れさせていただきました。地盤沈下ということもご指摘がありましたけれども、特段緊急度ということで斎場の機能としてはまだ失われておりませんので、緊急度を優先しまして植栽をしましたが、今後地盤沈下で何かそういった燃料とか下水とか上水道に支障が出るような場合には、緊急の修繕料で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

坂本国広議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 これをもって事業費に関する質疑を終結いたします。

次に、同じく10、11ページの予備費に関する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 質疑なしと認めます。

よって、予備費に関する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある議員の発言を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

坂本国広議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第8号 平成31年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

坂本国広議長 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎ 管理者のあいさつ

坂本国広議長 以上をもって、本定例会の議事は全て終了いたしました。

この際、管理者よりあいさつのため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

原口管理者。

〔原口和久管理者登壇〕

原口和久管理者 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用な中にもかかわらずご参集を賜り、ご提案申しあげました全議案につきまして、いずれも慎重なるご審議の上、それぞれご決定を賜りましたことを心から御礼申し上げます。

結びに、まだまだ寒さが続きますが、議員の皆様におかれましては健康にご留意され、ご活躍くださいますよう心からご祈念申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

坂本国広議長 以上をもって、平成31年2月埼玉県央広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2時14分)

議 長 坂 本 国 広

署 名 議 員 頓 所 澄 江

署 名 議 員 市 川 幸 三

参 考 資 料

議 決 結 果 一 覽 表

平成31年2月定例会議決結果一覧表

議案 番号	件 名	議 決 内 容		
		議決番号	月 日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	1	2月15日	承認
2	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県央広域事務組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び埼玉県央広域事務組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)	2	2月15日	承認
3	埼玉県央広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3	2月15日	原案可決
4	埼玉県央広域事務組合斎場施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例	4	2月15日	原案可決
5	平成30年度埼玉県央広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	5	2月15日	原案可決
6	平成30年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計補正予算(第2号)	6	2月15日	原案可決
7	平成31年度埼玉県央広域事務組合一般会計予算	7	2月15日	原案可決
8	平成31年度埼玉県央広域事務組合斎場特別会計予算	8	2月15日	原案可決